東京都北区町会・自治会Wi-Fi環境整備等支援事業助成金交付要綱

６北地地第１３８６号

令和６年５月２２日区長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、東京都北区（以下「区」という。）内の町会・自治会（以下「町会等」という。）が行う次に掲げる事業の経費の一部を助成することにより、地域における情報発信環境の整備及び町会等内部事務における情報共有環境の効率化を推進するとともに、地域住民間の情報発信及び共有の場を創出し、町会等活動の活性化に資することを目的とする。

（１）インターネットを活用したコミュニティ情報発信等を行うウェブサイト（区長が認めるソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を含む。）の開設、更新等を独自に行うに当たって必要なWi-Fi環境整備等に係る経費

（２）町会等内の事務効率化のための各種ツール（インターネットに接続することで使用可能となるOffice製品等、オンライン会議システム等）のサービス使用料

（助成団体の資格）

第２条　この要綱に基づく助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けようとする町会等は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）町会等の活動及び地域情報をLINE、Facebook、X、Instagram等のSNSにおいて発信し、又はウェブサイトに掲載していること。

（２）町会等の活動及び地域情報の発信その他町会等の活動に供するため、LAN設備を導入し、又は導入を予定していること。

（３）町会等の内部事務を効率化し、オンラインで複数人がファイル管理と共有ができる環境の整備、オンライン会議を実施する等コミュニケーションの最適化に取り組んでいること。

（助成金の交付対象経費）

第３条　助成金の交付対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

（１）無線LAN設備を導入するためのWi-Fiルーター等の購入又はリースに係る経費

（２）固定回線設置時の工事に係る経費

（３）毎月のインターネット接続サービスの利用に係る経費

（４）町会等のSNS又はウェブサイト等の開設、更新及び維持に係る経費

（５）Officeアプリ（Word・Excelなど）等のサービス使用に係る経費

（６）オンライン会議システムの使用に係る経費

（助成金額等）

第４条　助成金の交付額は前条各号に掲げる経費の合計額とし、次条の規定による交付申請（以下「申請」という。）１回につき３万円を上限とする。ただし、予算の範囲内とする。

２　助成金の交付対象となる支出の期間は、申請を行う年度の４月１日から１２月末日まで及びその前年度の１月１日から３月末日までとする。

３　助成金の交付は、最大５回（同一年度に１回に限る。）まで受けることができるものとする。

（助成金の交付申請）

第５条　助成を受けようとする町会等（以下「申請者」という。）は、東京都北区町会・自治会Wi-Fi環境整備等支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（別記第１号様式）又は電子申請手続におけるこれに相当するものに、必要事項を記入し、又は入力し、書面又は電磁的記録により次に掲げる書類を添えて、地域振興部長が別に定める期日までに東京都北区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

（１）領収書の写しその他の助成金の交付対象となる支出を証明できる書類

（２）その他区長が必要と認める書類

（助成金の交付決定等）

第６条　区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容の審査をし、助成金の交付をするときは東京都北区町会・自治会Wi-Fi環境整備等支援事業助成金交付決定通知書（別記第２号様式。以下「決定通知」という。）により、助成金の交付をしないときは東京都北区町会・自治会Wi-Fi環境整備等支援事業助成金不交付決定通知書（別記第３号様式）により申請者に通知する。

　（助成金の支払）

第７条　決定通知を受けた町会等（以下「助成団体」という。）は、東京都北区町会・自治会Wi-Fi環境整備等支援事業助成金請求書（別記第４号様式）により、区長に助成金の支払を請求するものとする。

２　区長は、前項の規定による請求を受けたときは、助成団体に対し助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第８条　区長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）この要綱の規定に違反したとき。

（２）助成金を他の用途に使用したとき。

（３）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（４）前３号に掲げるもののほか、助成金を交付することが不適当であると区長が認めるとき。

２　区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を東京都北区町会・自治会Wi-Fi環境整備等支援事業助成金交付決定取消通知書（別記第５号様式）により助成団体に通知する。

（助成金の返還）

第９条　区長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、既に助成金が交付されているときは、助成団体に対して期限を定めてその返還を求めるものとする。

（帳簿等の整備及び保管）

第１０条　助成団体は、助成金に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、助成が完了した日の属する会計年度の終了後、５年間保存するものとする。

（検査）

第１１条　助成団体は、区長が助成事業の運営、経理等の状況について検査を求めた場合又は助成事業について報告を求めた場合は、これに応じるものとする。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和６年１１月１日から施行する。

　　　付　則（令和６年９月１７日副区長専決　６北地地第２１２１号）

　この要綱は、令和６年１１月１日から施行する。

付　則（令和７年３月２５日副区長専決　６北地地第３３３７号）

　この要綱は、令和７年３月２５日から施行する。